

燕市広告付き回覧板協働発行事業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広告付き回覧板の協働発行事業者選定にあたり、必要な事項について定めるものとする。

(選定業務)

第2条 企画提案書審査による選定業務を行うため、府内選定委員会を置く。

(府内選定委員会の構成)

第3条 府内選定委員会は、総務部長、総務部総務課長、総務部広報秘書課長、企画財政部企画財政課長をもって組織する。

2 選定委員は、次条から第6条までに定めるところにより選定を行う。

3 選定委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

(審査)

第4条 選定委員は、「燕市広告付き回覧板協働発行事業に関する取扱要領」及び「燕市広告付き回覧板協働発行事業者募集要項」により応募した者が提出した企画提案書等について書類審査を行う。

(評価方法)

第5条 書類審査は、次の各号により行う。

(1) 別紙1に基づき、各評価項目について5段階の絶対評価で採点する。

(2) 得点は、各評価項目の配点に評価点毎の評価係数を乗じて算出する。

(発行事業者の選定)

第6条 選定委員の得点を合計して、最も数値の高い者を発行事業者として選定する。ただし、合計得点が240点に満たない場合は、発行事業者として選定しないものとする。また、最も数値の高い者が複数ある場合は、選定委員で協議を行い、発行事業者を決定する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別紙1（第5条関係）

燕市広告付き回覧板協働発行事業者の評価項目及び評価基準

1 評価項目及び配点

	評価項目	配点
(1) 企画提案内容	① 本事業に対する基本的考え方が具体的かつ適切か	10
	② 本市の特性や現状等を踏まえたものになっているか	10
	③ ・利用者にとって分かりやすく、見やすいレイアウト、構成、文字サイズ等となっているか ・広告の掲載位置は、回覧文書を妨げない適切な位置にあるか	20
	④ 経験・実績に基づいた工夫やアイデアを活かした独自提案がされているか	15
	⑤ スケジュールが具体的に示され、実現性があるか	10
(2) 業務遂行能力	⑥ ・事業を円滑に進められるような体制であるか ・本市と綿密な意思疎通が図れる体制か	10
	⑦ ・広告主や市民から広告についての問合せ、苦情等へ速やかに対応できる責任体制が整っているか ・不測の事態にも対応できる体制であるか	15
	⑧ 同種事業の実績は十分なものか	10

2 評価点

評価点	評価点基準	評価係数
5	非常に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	普通	0.6
2	やや劣っている	0.4
1	劣っている	0.2

3 得点の計算

配点×評価係数